

第6回八街市農業委員会総会

平成23年6月20日

八街市農業委員会

平成23年第6回農業委員会総会

平成23年6月20日午後3時 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1.加藤孝一 | 8.長澤恒幸 | 15.荻嶋 勲 |
| 2.吉野光輝 | 9.小出幹夫 | 16.鈴木勝雄 |
| 3.鴨志田 進 | 10.鵜澤 敏 | 17.山本重文 |
| 4.中嶋則夫 | 11.小川 寛 | 18.三須裕司 |
| 5.中川利夫 | 12.落合健一 | 19.中田眞司 |
| 6.山本紀市 | 13.立崎義久 | 20.関口芳秀 |
| 7.森 邦央 | 14.林 和弘 | 21.関端 旭 |
| | | 22.川野 繁 |

2.欠席者

なし

3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	梅澤孝行	主査補	山浦美江子

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地競売買受適格者証明の交付について(農地法第3条・市許可)
- 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第7号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について

5.その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について
(認定電気通信事業者)

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

川野会長

平成23年度第6回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

震災以来、3カ月あまり過ぎましたが、まだ、原発の問題は終息には至っておりませんけれども、八街地区の放射能セシウムについては、割合にいい結果が出ておるようでございます。ただ、風評で野菜や何かの買いたたかれはありましようけれども、まああの数字にはなっているようでございます。農家にとっては、ビニール製品等も大分値上がりがしているようで、必要経費がかさむばかりでございますが、何とか皆さんとともに頑張りたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で16件、計画変更承認申請1件、農地競売買受適格者証明の交付1件、農用地利用集積計画の承認5件、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定、農地法施行規則第53条の規定による届出3件、農地法施行規則第32条の規定による届出2件、あわせまして総件数で29件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名でございます。全員出席されました。この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

5月26日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員、関端副会長、小川委員、落合委員出席のもと実施いたしました。

同じく5月26日、木曜日。午後12時30分から全国農業委員会会長大会が日比谷公会堂で開催されまして、私が出席いたしました。

6月3日、金曜日、午後1時から千葉県都市農業委員会連絡協議会の通常総会が千葉市で開催されまして、川野会長、梅澤副主幹が出席しております。

6月6日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、川野会長、立崎委員、林委員出席のもと実施いたしました。

6月15日、水曜日。午後1時30分から部会の現地調査、出席委員は川野会長、鈴木部長、小出副部長、落合委員、森委員、長澤委員、加藤委員出席のもと実施いたしました。

6月16日、木曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で開催いたしまして、出席委員は現地調査と同メンバーでございます。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号 8 番の長澤委員、9 番の小出委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、市許可分の 1 番から 5 番までを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いします。

梅澤副主幹

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、市許可分についてご説明します。

番号 1、区分使用貸借、所在八街字立合松北、地目畑、面積 7 1 1 平方メートル。権利者事由は、父が取得した農地を借り受けて、引き続き農業経営を行う。義務者事由は、農業者年金受給中、農地を取得したため、後継者へ貸し付ける。

次に、番号 2、区分売買、所在四木字北四木、地目畑、面積 1 千 4 5 7 平方メートル。権利者事由は、経営規模を拡大したい。義務者事由は、相続人がいないためでございます。

続きまして、番号 3 番、4 番、5 番の 3 件につきましては、6 月 1 7 日付で取下願が提出されましたので、ご報告いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1 番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長

議案第 1 号 1 番について、3 条申請に係る調査報告を行います。

申請地は、北へ約 5 キロメートル行ったところですが、申請地の現状についてですけれども、この場所は、使用貸借ですけれども、親が土地交換して得た土地を娘に使用貸借するということで、現状については、今まで耕作されている畑の地続きで、進入路については確保されております。

次に、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラ 1 台、あといろいろな農機具はそろっております。労働力は世帯員が 3 人で、3 人とも農業に従事しています。年間従事日数ですけれども 3 0 0 日。面積要件についても、下限面積の 5 0 アールをクリアしています。現在所有する農地は、耕作可能な農地はすべて効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたします。

以上です。

川野会長

続いて、2番、関端副会長、お願いいたします。

関端副会長

それでは、議案第1号2番について報告をいたします。

まず、申請地の位置でございますが、市役所より南の方に約5.5キロメートルのところにあります。現状を私が見ましたところ、どうも測量は、やっていないということで、境界がはっきりしないというのが1つあります。

それと、現況でございますが、現況は大きな雑木が生えていまして、恐らく20年くらい耕作していないんじゃないかというふうに思います。進入路につきましては、市道より入れますので、これは問題ありません。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かの報告をいたします。

まず、権利者の所有する主な農機具でございますが、耕運機1台、トラクター1台、トラック1台。労働力は権利者及び世帯員4名で、権利者が300日、世帯員が平均で120日ということでございます。

面積要件につきましても、50アールをクリアしておりますので、問題はございません。

また、技術力もあります。ただ、問題は測量をやっていなくて、はっきりした境界もわからない。今の段階で、私が調べた限りではわからないんですよ。わからないので、私は事務局の方へ、このまま許可して大丈夫かという相談をしたんですが、事務局の方は買い手側が承知をしていればいいんじゃないかと、こういう話だったんですが、両サイドの持ち主がいますので、果たして、これは後々許可をしてから問題になると、私は困るというふうに思ったんですが、権利者のところへ電話をしまして、どうも話がややこしくて、よくわからないので、それに中へ入っている業者のようなのが出てきちゃいまして、それがどうのこうの言っているんですが、どうも、いま一つ話がはっきりしないんです。これは、この書類にありますように、買い手側と売り手側は、本人が亡くなっていますので、管財人として弁護士が付いているんです。要するに家中死に絶えてしまって、相続する者がいないということで、処理をして国に納めるというような話でございます。

ですから、ほかの人が入ってくるというのは、本来はちょっとおかしいんですが、そんなわけで、私はあまりどうも感心しないなと思っているんですが、問題はそれほど、測量でもめるようなことがなければ、許可になっても別に差し支えはないというふうに判断をしております。

以上です。

川野会長

3番、4番、5番は、先ほどの報告のとおり、取り下げになって処理いたします。

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

1番、2番、地元委員の報告のとおりで、皆さん質疑がございましたらお受けいたします。

関口委員

今、関端副会長の説明では、測量をしていなくて、境界があいまいだということですが、この件に関して、どういう測量をさせるということはできないんですか。やはり問題になりそうなところですよ。問題になってからでは、間に合わないから。

梅澤副主幹

普通、農地法の3条の許可条件には、必ず測量することという、そういう条件はないです。ただ、あとは地元委員さんにもお伝えしたんですけども、申請人本人が、それを了承していればいいんじゃないかということでは、確かに申し上げました。以上です。

関口委員

そういうことであれば、了解するしかありません。

中川委員

関端副会長の報告によりますと、疑問が残るような言葉のニュアンスがありますので、継続審議にして、来月、部会審査というのはいかがでしょうか。本人を呼びだして。

藤崎事務局長

一応、今、班長が説明したとおり、今のところ不明なのは境界だけというようなお話でございますので、境界ですと、例えば来月、また聞いても、境界を立ち会いして隣との境界をきちっと決めない限りは確定しないわけでございますので、通常、全体の筆の一部であれば、測量図を添付して、ここからここまで借りるとかという申請が多いわけですが、今回の場合は売買ですから当然全筆ということになっていきますので、それで例えば部会をやったとしても、境界に関しては、隣接の相手方も呼んで境界立ち会いしない限りは決まりませんので、その件につきましては、もし、そういう問題が出てきたときには、通常よく農地相談で境界でもめているのでという立ち会いを農業委員さん立ち会いで決めたりとかやっていますので、そういう形ではいかがかなというふうに思います。

川野会長

それでは、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、6番、7番についてを議題といたします。

この案件は部会案件で、農政部会第1班に担当していただきました。

班長の小出副部長から説明をお願いいたします。

小出副部長、お願いいたします。

小出副部長

それでは、議案第1号6番、7番、関連でございますので、一緒に説明させていただきます。

番号6、区分使用貸借、所在沖渡字金元、地目畑、面積8千115平方メートルのうち、5千130.62平方メートル。権利者事由、農地を借り受けて、新規で農業経営を始めたい。新規就農者です。義務者事由、労働力が母親1人であるため、経営規模を縮小したい。議案第1号7番に関連でございます。

番号7、区分売買、八街字後野分、地目畑、面積849平方メートル。権利者事由、農地を取得して新規で農業経営を始めたい。新規就農者です。義務者事由、相続で農地を取得したが農業はできないため、売却したいということです。

面接調査の結果を報告いたします。

事務局からは、梅澤副主幹と麻生さんが出席されました。当日、権利者が出席されまして、義務者は欠席でございます。

農業を始めようとした理由ですが、実家が農家であった。退職を機に農家をしていきたいということです。当該農地を選定した理由ですが、知り合いから話があったということです。

当該農地を貸し出す理由ですが、夫が死亡いたしまして、1人では農業ができないということです。

7番の当該農地を売却する理由は何かということですが、農業を廃業したためだそうです。

農業経営の計画ですが、農業形態については、専業農家をしていきたいと。農業機械等の所有状況、または購入、借用等の予定につきましては、知り合いからすべて借用する。保管場所につきましては、知り合いの倉庫を借りて、いずれは自分でも確保したいということです。

農作業従事者ですが、世帯員3名うち労働力2名です。年間農作業従事日数ですが、権利者が300日、家族は300日です。

農業知識の習得状況ですが、実家が農家だったので、多少知識がある。申請地の営農計画ですが、新居から申請地までの距離ですが、すぐ自宅の脇が申請地ございまして、距離はすぐ隣でございます。

作付計画ですが、夏作が落花生、冬作はニンジンだそうです。出荷先につきましては、ネット販売と業者でございます。

その他の参考事項ですが、農業機械を借りる方から農業についてアドバイスを受けられるとのこと。農地を取得した後は、転用が難しいことは了承しています。畑の真ん中にお茶の

木があるんですが、これは抜根して耕作いたします。

以上の調査をした結果、農政第1班といたしましては、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

それでは、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号6番、7番について、関連ですので一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番、7番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在大木字東吉山、地目畑、面積1千570平方メートルのうち560.50平方メートル。転用目的、貸駐車場用地、転用事由、申請地周辺にはアパートが多くあり、駐車場としての需要が見込めるため、貸駐車場事業を行い、安定した収入を得たい。

番号2、所在八街字南中道、地目山林現況畑、面積447平方メートルのうち153.93平方メートル。転用目的、通路用地、転用事由、申請地の隣接地を宅地分譲する計画のため、その通路として当該申請地を利用したい。

なお、本件は議案第4号5番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番については、私の担当でございますので、私から報告いたします。

番号1番について、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1.2キロメートルに位置しております。県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸駐車場用地ということでございますが、申請面積は56

0.5平方メートルであり、事業計画との関連において、面積妥当と思われます。資金は自己資金で賄う計画で、許可後には、速やかに事業に着手するものと思われます。

隣接農地所有者は、申請者だけでございますので、問題はありません。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上、報告をいたします。

次に、2番は、議案第4号5番と関連でございますので、一括で説明を願います。

2番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

議案第2号2番の調査報告を申し上げます。また、議案第4号5番と関連しておりますので、一緒に報告とします。

まず、立地基準ですが、南に1.5キロメートルのところに位置しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は通路用地153.93平方メートルと宅地分譲2棟用地805平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地には土砂の搬入などは行わず、周囲にブロック2段積みとし、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

隣接農地の方には了解を得ており、問題ないと思われます。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在大木字大富向、地目畑、面積172平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積198平方メートル。当初の目的、専用住宅用地。変更後の目的、駐車場用地。現在、申請地の隣接地で柔道場を運営し、柔道の指導にあたっているが、道場生の駐車場がないため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第4号1番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第3号1番と議案第4号1番に関連しておりますので、あわせて一括で報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南へ約1.2キロメートルに位置しております。市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は198平方メートルであり、事業計画との関連において面積妥当と思われれます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われれます。

周辺農地への支障ですが、周辺に農地はありません。

また、申請地は、土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われれます。

以上、調査報告を終わります。

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま

す。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番までについてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在大木字大富向、地目畑、面積172平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積198平方メートル。転用目的、駐車場用地。現在、申請地の隣接で柔道場を運営し、柔道の指導にあっているが、道場生の駐車場がないため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件は議案第3号1番に関連しております。

番号2、区分売買、所在大木字二木戸台、地目畑、面積210平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積636平方メートル。転用目的、資材置場及び通路用地。現在、土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、既存の資材置場だけでは手狭なため、当該申請地を新たな資材置場と、その通路として利用したい。

なお、本件は議案第4号3番に関連しております。

また、本件の道路部分につきましては、既に道路として土地利用されていることから、始末書が添付されております。

番号3、区分賃貸借、所在大木字二木戸台、地目畑、面積232平方メートル。転用目的、資材置場用地。現在、土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、既存の資材置場だけでは手狭なため、当該申請地を新たな資材置場として利用したい。

なお、本件は議案第4号2番に関連しております。

番号4、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積622平方メートル。転用目的、介護施設用地。当社の子会社において事業拡大を目的に介護福祉事業を展開することになったため、当該申請地に介護施設を建築し、地域福祉に貢献したい。

番号5、区分売買、所在八街字南四番、地目畑、面積805平方メートル。転用目的、宅地分譲2区画用地。宅地分譲2区画の造成、販売。

なお、本件は、議案第2号2番に関連しております。

番号6、区分使用貸借、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積98平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの出産に伴い手狭なため、また、今後のことも考え、妻の実家に隣接する当該申請地に専用住宅を建築したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、3番は、私の担当でございますので、私から報告いたします。

調査報告をいたします。

1番は、先ほど説明いたしましたので、2番から説明いたします。

議案第4号2番、3番は関連がありますので、一括で調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1.9キロメートルに位置しております。公道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、農業公共投資の対象になっていない、生産性の低い農地に該当する農地でありますので、事務指針の29ページのDに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は資材置場用地ということですが、申請面積は通路を含めて630平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、説明で特に意見はないとのことでございます。

また、申請地は、土地改良受益地ではありません。

なお、一部、道路に使用済みのため、始末書が提出されております。

以上のことから、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

続いて、4番、中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、議案第4号4番の調査報告をいたします。

申請地は、市役所より北へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は市道により確保されております。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準、計画面積は622平方メートル。資金は自己資金。用水は水道。排水、雨水は浸透。汚水・雑排水は合併浄化槽を経て、蒸発散装置、宅内処理です。

防災計画は、隣接地に建物がないため、ありません。被害防除対策は、農業用排水、合併浄化槽で蒸発散装置を使い、宅内で処理するので、影響はありません。

施設の日照・通風、西側の道路側に平屋建てなので、ほとんど影響はないとのこと。

土砂の流出、ブロックを積むので、流出はありません。

それから、隣接農地の方も了解しているとのこと、特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

川野会長

5番は、先ほど説明済みですので、6番を森委員、お願いいたします。

森 委員

それでは、議案第4号6番の農地法第5条の申請について報告いたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より南に約1.1キロメートル。県道山田台岩富線から宮ノ原バス停より西に約150メートル入った市道に面しております。進入路は確保されております。

当該申請地は、周辺に植木を植えてあり、第2種農地と判断いたしました。

権利者は、現在、浦安のアパートに住んでいて、アパート代も高く、年末に契約切れとなることから、また、子どもの出産に伴い、手狭になり、今後のために妻の実家の土地を借りて専用住宅を建築するとのことでした。

建築資金については、借入金にて建てるということです。

土地造成ですが、整地して、そのまま使用するとのこと。上水については、井戸水を使う。汚水・雑排水は合併浄化槽、蒸発装置式です。雨水は宅地内自然浸透式にする。

次に、被害防除対策ですが、周辺の土地は義務者の土地であり、土砂の流出もなく、問題はないと思われま

す。土地面積ですが、98平方メートルと適当と思われま

す。以上、このようなことから、この件については許可相当と思われま

す。以上でございます。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番は関連しておりますので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号7番についてを議題といたします。

この案件は、部会案件で、農政部会第1班に担当していただきました。

班長の小出副部長から説明願います。お願いいたします。

小出副部長

それでは、議案第4号、番号7番について説明申し上げます。

区分一時転用、所在八街字元光明坊、面積6千231平方メートルのうち6千153.93平方メートルほか2筆、計1万4千538.41平方メートル。転用目的及び転用事由、土砂等利用による農地造成。申請地は周辺よりも低地のため、大雨時は畑が浸水し、耕作に支障があることから、造成により耕作しやすい農地にして、引き続き後継者に貸し付けたいということです。

面接調査の結果を報告いたします。

事務局からは、山内主査補と森さんが出席されました。あと、環境課からはお二人、農政課からもお二人、道路河川課からもお二人、社会教育課からはお一人が出席されました。

権利者が申請農地を埋立事業として選定した理由ですが、耕作者と知り合いであり、埋め立ての話をされたということです。

耕作者が農地造成を行う理由及び埋め立て後の土地利用計画についてですが、雨が降ると土地が低いので困っていた。耕作しやすくするために、農地造成を行う。

土地利用計画ですが、ニンジン、ブロッコリー等を作付予定だそうです。

権利者の主な事業内容ですが、平成20年頃から土木工事を請け負う仕事をしている。

会社の概要ですが、個人事業主でございまして、概要につきましては、まだ、実績がありません。税金の申告といたしまして、400万円から500万円程度を申告しているとのことでした。したがって、従業員、保有車両はありません。

埋立工事、事業経歴及び事業実績についてですが、埋め立て関係の仕事は今回が初めてだそうです。

資金計画につきましては借入金。権利者の弟の会社からの借入金だそうです。

事業計画につきましてですが、掘削の深さ及び盛土、覆土の高さについてですが、掘削は1.5メートル、覆土1メートルだそうです。排水計画についてですが、既存にため池があり、そのほかに素掘り水道を設け、排水対策を行う。

隣接農地に対する被害防除対策ですが、隣接1メートルを離し、法面は土を吹き付けるとい

うことです。

隣接農地所有者からの同意状況ですが、概ね同意しているということです。

近隣住民に対する事業説明状況ですが、排水について被害がないようにしてほしいということです。

その他の確認事項ですが、今までニンジン、ジャガイモ、ブロッコリーなどを作っているが、数年前、被害により出荷できなくなったことがある。

工事期間について、3年という計画であるが、早期完了を目指している。

申請地の一部に、農振除外地、農家住宅があるが、今回の農地造成により、農振に編入する可能性がある。申請地の農業倉庫、その他ため池については、農振法の手続が必要となる。土砂の搬出は絶対に行わない。土地の抵当権者の承諾は確認。埋立事業の従事者は3名程度。

機械リース等の計画書を求めます。この造成地には、栗畑があるんですが、それは残すそうです。事業をおこなう会社は、権利者の弟の会社であり、重機の手配はすべて間違いないということでした。

以上、調査を実施しました結果、本案件につきましては、500平方メートルを超える土地に対する事業区域外からの搬入土砂による埋立事業となり、この場合、本市の八街市土地の埋立て等及び土地等の規制に関する条例の許可を要することから、その旨の意見を付けて許可相当と判断いたしました。

農政部会の第1班としては、許可相当と判断いたしました。

以上、報告いたします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号7番について、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、議案第5号、農地競売適格者証明の交付について、農地法第3条・市許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第5号、農地競売買受適格者証明の交付、農地法第3条・市許可分について説明します。

番号1、所在四木字西四木、地目畑、面積732平方メートル。申請者事由は、経営規模拡大のため、当該農地を取得したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、関端副会長、お願いいたします。

関端副会長

それでは、議案第5号1番について、調査報告をいたします。

まず、申請地についてでございますが、市役所より南の方に約6キロメートルのところがございます。境界は、はっきりしております。

現況につきましては、植木畑になっております。進入路につきましては、市道より直接入れます。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告をいたします。

まず、権利者の所有している主な農機具でございますが、耕運機3台、トラクター7台、トラック3台。労働力につきましては、権利者及び世帯員ともに平均で300日ぐらいの労働ということになっております。

また、技術力もありまして、面積要件につきましても、下限面積の50アールをクリアしております。

現在、所有している農地はすべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めてすべての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしていると思います。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

梅澤副主幹、説明願います。

梅澤副主幹

ただいま許可相当で決定いたしました、農地競売買受適格者証明の交付についてでございますが、今後の事務処理としては、農地法第3条の規定に基づく本申請が提出された場合に、今回の内容と相違がなければ、総会に諮らずに事務の迅速化ということで、会長専決による許可でよろしいか、ご審議をお願いしたいと思います。

川野会長

変更がない場合は、会長専決による許可でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理については、変更がなければ、会長専決で処理をいたします。

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時10分

川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

八街市長より、平成23年6月14日付で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

最初に、番号1、所在上砂字立沢、地目畑、面積2筆合計で1万85平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、新規です。

次に、番号2、所在八街字藤株、地目畑、面積1万3千834平方メートルのうち4千995平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

次に、番号3、所在朝日字梅里、地目畑が1筆、地目宅地現況畑が1筆、面積は2筆合計で6千555平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

次に、番号4、所在沖渡字浅間、地目畑、面積4千246平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

次に、番号5、所在沖渡字浅間、山林現況畑が1筆、地目畑が1筆、面積は2筆合計で2千710平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番、5番は関連ですので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番、5番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第7号、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

事前に配付いたしました別冊、議案第7号の資料になります。

この点検・評価でございますが、4月に開催されました総会におきまして、ご承認を受けました平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして、4月22日から5月23日までの32日間、意見を募集したところ、特に意見はございませんでした。ございませんでしたので、この別冊の資料の中に地域農業者等からの意見等というのがありますので、その欄に意見等なしと記載するとともに、評価の案につきまして、評価の案をそのまま評価ということで、同じような記述をしたものでございます。

特に前回の4月にご提案して、ご承認を受けました内容と、あとは同じでございます。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第7号については、承認することで決定いたします。
次に、その他に移ります。
報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。
山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。
番号1、所在八街字長者掘、地目畑、面積1千472平方メートルのうち13平方メートル。目的、待機所用地。事業内容、信号機の設置に伴い、歩行者の待機所として使用する。
以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承認願います。
次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。
山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。
番号1、所在八街字七本松、地目畑、面積1千211平方メートルのうち2.56平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。
番号2、所在富山字富山、地目畑、面積1万1千110平方メートルのうち4平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。
以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第3号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について、事務局、説明願います。

山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第3号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字元光明坊、地目畑、面積6千231平方メートルのうち502.97平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積692.12平方メートル。目的、ため池。事業内容、ため池用地として利用したい。

番号2、所在八街字元光明坊、地目畑、面積4千531平方メートルのうち142.13平方メートル。目的、農業用倉庫1棟用地。事業内容、農業用倉庫として利用したい。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明を持って承認願います。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

藤崎事務局長

閉会を宣す。（午後4時25分）

議事録署名人

議 長

8 番

9 番